

松 浦 音 楽 連 盟

規約・規定集

【第 1 5 版：令和 6 年 4 月】

松 浦 音 楽 連 盟

<住 所> 〒859-4506 長崎県松浦市志佐町白浜免 2056 番地 5
<携 帯> 080-4353-5868
<メールアドレス> natsuurawind20th@gmail.com

松浦音楽連盟 規約

平成 22 年 7 月 1 日 制定施行

（平成 22 年 11 月 1 日改定施行）（平成 23 年 4 月 2 日改定施行）（平成 23 年 8 月 1 日改定施行）（平成 24 年 4 月 28 日改定施行）

（平成 25 年 4 月 13 日改定施行）（平成 26 年 4 月 10 日改定施行）（平成 28 年 4 月 1 日改定施行）（平成 29 年 4 月 1 日改定施行）

（平成 30 年 4 月 1 日改定施行）（平成 31 年 4 月 1 日改定施行）（令和 2 年 4 月 1 日改定施行）（令和 4 年 4 月 1 日改定施行）

（令和 5 年 4 月 1 日海底施行）

令和 6 年 4 月 1 日 改定施行

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 本団体は、松浦音楽連盟（以下「本連盟」という）と称する。

（事 務 局）

第 2 条 本連盟は、事務局を理事長所在地に設置する。

（組 織）

第 3 条 本連盟は、第 5 章によって定められた個人ならびに団体をもって組織する。

第 2 章 目的および事業

（目 的）

第 4 条 本連盟は、松浦市内における地域文化の向上と情操の陶冶を図り、音楽活動の普及発展に寄与することを目的とする。

（事 業）

第 5 条 本連盟は、以下の事業を実施する。

なお、事業実施の年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（1）音楽コンクールの開催

（2）その他、本連盟が必要と認めた事業

第 3 章 役 員

（役 員）

第 6 条 本連盟に、以下の役員を配置する。

（1）理 事 長 1 名

（2）事 務 局 長 1 名

（3）理 事 若干名

（4）監 事 1 名

（役員を選任）

第 7 条 本連盟は、役員を以下の通り選任する。

（1）次期事業年度総会までに役員候補者の選考を行い、次期事業年度総会において役員候補者を推薦し、議決を受けて選任する。

（2）次期事業年度役員候補者の選考は、当期事業年度の役員が行う。

（役員職務）

第 8 条 本連盟は、役員職務を以下の通り分担する。

（1）理事長は、本連盟を代表し運営ならびに事業を総括する。

（2）事務局長は、理事長を補佐し事務ならびに会計を担当する。また、理事長不在時には理事長職務代理者として、その職務を代行する。

（3）理事は、本連盟の事業を分担して運営する。

（4）監事は、本連盟の運営ならびに会計を監査し、総会に報告する。

（役員任期）

第9条 本連盟は、役員任期を以下の通りとする。

- （1）役員任期は2年間とし、再任を妨げないとする。
- （2）補欠および増員によって選任された役員任期は、該当役員残任期間とする。

（会長ならびに顧問）

第10条 本連盟に、理事長の諮問機関として会長ならびに顧問を必要に応じて配置する。

第4章 会 議

（会議の種類）

第11条 本連盟に、以下の会議を設置する。

- （1）総会
- （2）理事会

（総 会）

第12条 総会は、第5章によって定められた個人ならびに団体の代表者1名をもって構成し、通常は毎年1回会計年度終了後に理事長が招集する。

なお、理事長が特に必要と認めた場合、臨時に総会を招集しなければならない。

第13条 総会は、以下の事項を審議し議決する。

- （1）規約・規定の制定ならびに改廃に関する事項
- （2）役員選任および会長ならびに顧問の推戴選任に関する事項
- （3）事業計画ならびに収支予算に関する事項
- （4）事業報告ならびに収支決算および監査に関する事項
- （5）その他、本連盟に関する事項で理事会が特に必要と認めた事項

（理事会）

第14条 理事会は、本連盟理事長および副理事長ならびに理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集する。

第15条 理事会は、以下の事項を審議し議決する。

- （1）本連盟の理念（指針・方針）ならびに運営に関する事項
- （2）総会に上程すべき原案に関する事項
- （3）規約・規定の制定ならびに改廃に関する事項
- （4）役員選任ならびに解任および会長ならびに顧問の推戴に関する事項
- （5）各事業における企画・運営に関する事項
- （6）その他、本連盟に関する事項で理事長が特に必要と認めた事項

（会議の進行）

第16条 本連盟の会議は、理事長が司会進行ならびに議長を行う。

（会議の定数）

第17条 本連盟は、会議に関する定数を以下の通りとする。

- （1）会議の開催は、構成員の過半数による出席をもって成立する。
- （2）会議の議決は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。なお、可否同数の場合、議長決定を議決とする。また、規約・規定に関する事項については、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- （3）会議を欠席する場合、理事長に対し委任状の提出をもって出席とし、議決は議長または委任状に推薦した代理人にその権利を委譲しなければならない。

第5章 加 盟

（加 盟）

第18条 本連盟は、松浦市内および松浦市外近郊において音楽活動等を行う、個人ならびに団体が加盟できるものとし、加盟申請書【様式第1号】を理事長に提出しなければならない。

第19条 理事長は、提出された加盟申請書の審査を行い、加盟の可否を決裁する。

第 20 条 個人ならびに団体の加盟は、理事長による決裁が完了した時点をもって成立する
（加盟費）

第 21 条 本連盟は、加盟費を以下の通りとする。

- (1) 団体加盟 1, 000 円×団体所属人数分
- (2) 個人加盟 2, 000 円（1 名 1 口につき、口数は制限しない）
- (3) 加盟費の納入は、本連盟が指定した期日までに行わなければならない。

（継続加盟）

第 22 条 本連盟における次期事業年度への継続加盟は、本連盟が指定した期日までに加盟申請書を提出して加盟費を納入しなければならない。

第 6 章 会 計

（会計年度）

第 23 条 本連盟は、会計年度を毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（経費の出納）

第 24 条 本連盟は、経費を加盟費・事業費・補助金・寄附金・その他の収入をもって出納する。

第 7 章 附 則

（規定の制定施行）

第 25 条 本連盟は、規約の施行に必要な規定等を別に制定施行する。なお、規定等の制定施行には理事会の議決を必要とし、総会に報告しなければならない。

（規定の種類）

第 26 条 本連盟に、以下の規定を制定施行する。

- (1) まつうら音楽コンクール実施規定（平成 22 年 11 月 1 日 制定施行）

第 8 章 補 則

- (1) 本規約は 平成 22 年 7 月 1 日 制定施行
- (2) 本規約は 平成 22 年 11 月 1 日 改定施行（条文の追加・修正）
- (3) 本規約は 平成 23 年 4 月 2 日 改定施行（条文条項の追加・修正）
- (4) 本規約は 平成 23 年 8 月 1 日 改定施行（条文条項の修正）
- (5) 本規約は 平成 24 年 4 月 28 日 改定施行（条文条項の追加・修正）
- (6) 本規約は 平成 25 年 4 月 13 日 改定施行（条文条項の追加・修正）
- (7) 本規約は 平成 26 年 4 月 10 日 改定施行（条文条項の修正）
- (8) 本規約は 平成 28 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の追加・修正）
- (9) 本規約は 平成 29 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）
- (10) 本規約は 平成 30 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）
- (11) 本規約は 平成 31 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）
- (12) 本規約は 令和 2 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）
- (13) 本規約は 令和 4 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）
- (14) 本規約は 令和 5 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加）
- (15) 本規約は 令和 6 年 4 月 1 日 改定施行（条文条項の削除・追加・修正）

【様式第 1 号】松浦音楽連盟 加盟申請書

加盟種別	団体会員 ・ 個人会員
------	-------------

←該当する方に○印を付けて下さい。

松浦音楽連盟理事長 殿

松浦音楽連盟への加盟について、下記の通り申請致します。

なお、加盟許可を受けた後は松浦音楽連盟が定める規約を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

加盟申請者名 _____ (印)

(※加盟申請者が団体の場合、団体名の記入をお願い致します)

団体代表者氏名 _____ (印)

(※加盟申請者が団体の場合、代表者の記名をお願い致します)

<入会申請原簿> ※加盟申請者が団体の場合は、団体所在地ならびに団体代表者のご連絡先をご記入下さい。

個人会員名 団体会員名				※団体の場合、必ず記入して下さい ○代表者名 () ○団体所属人数 () 名
住 所	(〒 -)			
連絡先	-	-	メールアドレス	
音楽 活動 履歴	有・無	※有の場合	経験 年・所属団体名 () 経験 年・所属団体名 () 経験 年・所属団体名 () 経験 年・所属団体名 () 経験 年・所属団体名 ()	

※加盟申請原簿にご記入頂いた情報は、本連盟の運営にのみ使用するものとし、他の目的において使用致しません。また、情報の漏洩・流失および不適正な使用がないよう、厳重に管理致します。

<松浦音楽連盟処理欄>

受付日	令和 年 月 日	受付番号	松音連加盟 第 号	
決裁日	令和 年 月 日			
決 裁	(伺い) この加盟申請書について、加盟を許可してよろしいか。			
	理事長	事務局長	理事	監 事

まつうら音楽コンクール 実施規定

平成 22 年 1 月 1 日 制定施行

（平成 23 年 8 月 1 日改定施行）（平成 25 年 4 月 13 日改定施行）（平成 29 年 4 月 1 日改定施行）（平成 31 年 4 月 1 日改定施行）

（令和 4 年 4 月 1 日改定施行）

令和 6 年 4 月 1 日 改定施行

松浦音楽連盟（以下「本連盟」という）規約第 7 章によって定められた規定を以下の通り制定する。

第 1 章 総 則

（事業の名称）

第 1 条 本連盟は、規約第 2 章によって定められた目的を達成するため、まつうら音楽コンクール（以下「本大会」とする）を主催事業として実施する。

（開催要項）

第 2 条 本大会の開催日時ならびに会場は、別に開催要項を定める。

（実施部門）

第 3 条 本大会の実施部門は、小学校・中学校・高等学校・大学一般の 4 部門とする。

（参加資格）

第 4 条 本大会の参加資格は、管楽器・打楽器・コントラバスを使用する、全国各地の吹奏楽団体または個人とする。

（演奏種目）

第 5 条 本大会の演奏種目を以下の通りとする。

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) ソロの部 | 独奏（無伴奏またはピアノによる伴奏） |
| (2) アンサンブルの部 | 2～10名以内の編成（無伴奏） |
| (3) 吹奏楽編成A規定の部 | 事業開催年度の吹奏楽コンクールに出場の団体 |
| (4) 吹奏楽編成B規定の部 | 事業開催年度の吹奏楽コンクールに不出場の団体 |

第 2 章 演 奏

（演奏曲）

第 6 条 本大会は、本規定第 5 条によって定められた演奏種目の演奏曲を、以下の通りとする。また、本規定第 9 条によって定められた審査員により評価を受けなければならない。

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) ソロの部 | 任意に選定をした自由曲 1 曲を演奏 |
| (2) アンサンブルの部 | 任意に選定をした自由曲 1 曲を演奏 |
| (3) 吹奏楽編成A規定の部 | 任意に選定をした事業開催年度の課題曲 1 曲と自由曲 1 曲 |
| (4) 吹奏楽編成B規定の部 | 任意に選定をした自由曲 1 曲ないし 2 曲 |

なお、組曲についてはこれを 1 曲とみなすものとする。

（演奏時間）

第 7 条 本大会は、本規定第 5 条によって定められた演奏種目の制限時間を、以下の通りとする。なお、演奏時間超過の場合、大会委員長の合図により演奏を終了させることができる。

- | | |
|----------------|------------------------------|
| (1) ソロの部 | 4分以内 |
| (2) アンサンブルの部 | 5分以内 |
| (3) 吹奏楽編成A規定の部 | 12分以内（課題曲と自由曲の時間を続けて計測する） |
| (4) 吹奏楽編成B規定の部 | 10分以内（自由曲 2 曲の場合、時間を続けて計測する） |

（演奏順番）

第 8 条 本大会の演奏順番は、本連盟理事会において抽選を行い決定する。

第 3 章 審査ならびに表彰

（審査員）

第 9 条 本大会の審査員は、原則として 3 名～5 名以内とし、本連盟理事長が委嘱を行う。

（審査方法）

第 10 条 本大会は、本規定第 5 条によって定められた演奏種目の審査方法を、以下の通りとする。

なお、審査員は演奏に対しての採点ならびに指導助言を行い、審査講評用紙に記入する。

- (1) ソロの部 演奏の技術と表現 2 項目を 10 点～4 点の範囲で採点
- (2) アンサンブルの部 演奏の技術と表現 2 項目を 10 点～4 点の範囲で採点
- (3) 吹奏楽編成 A 規定の部 課題曲と自由曲 2 項目を 10 点～4 点の範囲で採点
- (4) 吹奏楽編成 B 規定の部 演奏の技術と表現 2 項目を 10 点～4 点の範囲で採点

（審査集計）

第 11 条 本大会の審査集計は、審査員の採点を合計して行う。

（表彰）

第 12 条 本大会の表彰を、以下の通りとする。

- (1) 本規定第 11 条によって定められた審査集計により、金賞・銀賞・銅賞の各グループに分け、審査員の承諾を受けなければならない。
- (2) 各賞のグループ分けの目安について、審査員（人数）決定後、大会運営要項等に記載しなければならない。

（上位入賞）

第 13 条 本大会の上位入賞は、開催する実施部門の演奏種目ごとに、本規定第 11 条によって定められた審査集計の上位に対して、以下の通り行う。ただし、審査員の承諾を受けなければならない。

- (1) グランプリ 原則として 1 名または 1 チーム、および 1 団体（入賞盾・賞状）
- (2) 準グランプリ 原則として 1 名または 1 チーム、および 1 団体（賞状）
- (3) 優秀賞 原則として若干名（賞状）

（審査の公表）

第 14 条 本大会の審査結果は、個人情報に十分配慮してその全てを公表する。